

平成16年度 規制改革・民間開放推進会議の運営方針

平成16年4月

平成16年9月改定

平成16年11月再改定

1. 基本方針

前身の総合規制改革会議における審議内容との連続性を確保しつつも、そこでは十分に審議を尽くせなかった、または実現に至らなかった事項・分野を中心に、「規制改革・民間開放推進会議」として、情報公開原則の確立、事項別担当委員の設置等、従来とは異なる「新規性の高い視点・手法等」により、新たに取り組むことを基本とする。具体的には、本年8月の「中間とりまとめ 官製市場の民間開放による『民主導の経済社会の実現』-」にもあるとおり、重点検討分野を「官製市場の民間開放」に絞り、会議をあげて集中的な審議を行う。また、「規制改革・民間開放集中受付月間」で提起された要望についても積極的に対応する。

なお、「官製市場の民間開放」のほか、個別分野についても、フォローアップと新たな課題の抽出等を行い、積極的に検討を進める。

重点検討事項の「官製市場の民間開放」の審議に当たっては、経済財政諮問会議や、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部等はもちろん、規制改革・民間開放推進本部との密接な連携を図ることにより、政治的なリーダーシップを期待する。また、会議としても、あらゆる会議内容に関する情報公開を原則としつつ、会議の持つあらゆる権限・機能（各省庁への資料請求権、公開討論、各省庁とのハイレベル折衝等）を最大限に行使する。

2. 本年度の検討体制等

(1) 会議の運営方針等の重要事項について

会議の円滑な運営のため、運営方針等の重要事項については、原則として企画委員会で検討を行い、会議に諮ることとする。企画委員会は、委員のうち、宮内

議長、鈴木議長代理、草刈総括主査、八代総括主査の4名から構成する。

なお、規制改革・民間開放推進本部には、企画委員会の委員が出席する。また、推進本部の決定する基本方針に対し、会議の意見を最大限反映させる。

(2) 「官製市場の民間開放」について

全委員と専門委員で構成する「官製市場民間開放委員会」および委員会の下に検討課題に応じて設置したワーキング・グループにおいて、「官製市場の民間開放」に関する具体的な審議を行う。(具体的検討事項等については後述。)

(3) 分野毎の取組について

「規制改革・民間開放推進3か年計画」に対応した分野別各論については、分野毎に設置されたワーキング・グループにおいて、計画の実施状況の監視やフォローアップ、個別要望への対応、新たな課題の抽出等を含め、検討を進める。

(4) 官製市場民間開放委員会およびワーキング・グループに関する「情報の公開」について

官製市場民間開放委員会およびワーキング・グループにおいて関係府省からヒアリングを行う場合等、その議事録および配布資料等は原則公開とする。

(5) 規制改革の広報について

規制改革を、これまで以上に幅広い国民運動とすることから、会議の活動のほか、これまでの成果や、改革の現状・阻害要因等についても、会議は積極的なPR活動を行う。このため、政府広報、タウンミーティングやインターネット等の活用を通じて、幅広い広報活動を行うこととする。

3. 「官製市場の民間開放」に関する主要検討課題

民間の潜在的需要が大きく、新規サービスや雇用の創出に結びつくような医療・福祉・教育等の「官製市場」分野について、「民間開放」という新たな視点を通じて抜本的な見直しを行うとともに、国・地方公共団体がやっている行政サービスの民間への事業移管の可能性について、「中間とりまとめ」を踏まえ、網羅的な検討を行う。

また、規制改革の突破口である構造改革特区の活用を積極的に図る。

(1) 民間開放に関する「横断的手法」の構築

官業の効率化と民間への事業移管を促進する「市場化テスト」や、民間開放に関する数値目標の設定等の、法制化を含めた制度設計および「モデル事業」の選定等を行う。このため官製市場民間開放委員会の下に設置した「横断的手法ワーキング・グループ」が、民間提案等を最大限尊重しつつ、速やかに検討を行う。

(2) 官業（公共施設・サービス）の民間開放の推進

国および地方公共団体の事務事業の民間への移管（民営化・民間譲渡・民間委託）を推進するとともに、公物管理のあり方の検討を通じた公共施設等の民間による管理・運営、利活用の促進を図る。このため、官製市場民間開放委員会の下に設置した「官業民営化等ワーキング・グループ」が、速やかに検討を行う。

(3) 主要「官製市場」（医療、福祉、教育等）分野における改革

総合規制改革会議が取り組んだ「規制改革推進のためのアクションプラン・17の重点検討事項」等を参考に、主として医療、福祉・保育、教育等の分野における「国民生活に密着した」重要事項を抽出し、官製市場民間開放委員会の下に設置した「主要官製市場改革ワーキング・グループ」が、重点的・集中的な検討を行う。

4. 年末の答申に向けた「重点検討事項」等

上記3.(3)の重要事項に加えて、総合規制改革会議の「アクションプラン・17の重点検討事項」等を踏まえ、別添の各事項を「重点検討事項」と位置付け、年末の答申に向けて、「担当委員」を中心に関係各府省との折衝等を行う。

なお、「重点検討事項」については、2.(3)に前述の分野毎のワーキング・グループと密接な連携を図っていく。

5 . 本年度の主要スケジュール

- 4月 「企画委員会」の設置
「官製市場民間開放委員会」の設置
- 5月 「官製市場民間開放委員会」の担当分け（ワーキング・グループの設置）
個別分野の担当分け（ワーキング・グループの編成・設置）
「規制改革・民間開放推進本部」の設置、「基本方針」の決定
- 6月 経済財政諮問会議の「経済財政政策の基本方針2004」への反映
規制改革・民間開放集中受付月間【9月に規制改革・民間開放推進本部決定】
- 8月 「中間とりまとめ - 官製市場の民間開放による『民主導の経済社会の実現』
- 」の決定・公表
- 9~11月 年末の答申に向けた検討
「市場化テスト」(モデル事業選定、法制化を含めた制度設計)
「官業民営化」(ヒアリング、論点整理)
「主要官製市場」(現場検証、公開討論、論点整理)
その他の重要事項に関する検討
(注) 結論が得られた事項については、できるだけ早期に実行に移すよう、
政府に要請。
- 11月 規制改革・民間開放集中受付月間【2月に政府決定予定】
- 11~12月 関係府省等とのハイレベル折衝・調整、推進本部における討議(閣僚と会議メンバーとの折衝、総理による裁定)
- 12月 答申(官製市場民間開放委員会検討事項)【「最大限尊重」の政府決定】
- 2月外 追加答申(個別分野WG検討事項)
- 3月 「規制改革・民間開放推進3か年計画」の改定

(別添)

「重点検討事項」等および担当委員

(注)・担当委員は【 】に記載。()内は副担当。

・検討の進め方(他の委員・専門委員の参画・協力、個別分野WGの活用等)は、各事項の担当委員の判断に応じて行う。

1. 市場化テストの制度設計等 【八代】

2. 官業の民営化等 【鈴木(白石、原、本田)】

給付・徴収業務、公的施設等の整備・管理・運営、登録等に係る業務、統計調査・製造、検査・検定等、「中間とりまとめ」において例示された81事業等)

3. 主要官製市場分野等における「重点検討事項」

(注)主要官製市場改革ワーキング・グループにおいて総括。 は「中間とりまとめ」指摘事項。

いわゆる「混合診療」(保険診療と保険外診療の併用)の解禁 【草刈(鈴木)】

医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入 【八代】

医療分野における価格決定メカニズム(中医協の在り方)の見直し 【鈴木(南場)】

地域医療計画(病床規制)の見直し 【鈴木(南場)】

医薬品の一般小売店における販売 【鈴木(南場)】

施設介護サービスと在宅介護サービスの一元化 【八代(草刈)】

幼稚園・保育所の一元化 【八代】

経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化(私学助成、バウチャー等) 【草刈・白石】

学校に関する「公設民営方式」の解禁 【草刈・白石】

ハローワークの民間開放促進 【八代】

社会保険の民間開放促進 【本田】

人材の国際間移動の円滑化 【安居(矢崎)】

自動車検査制度等の抜本的見直し 【鈴木】

規制の見直し基準の策定 【神田(原)】

4. 規制改革・民間開放集中受付月間 【志太(黒川)】